大樹町における女性職員の活躍の促進に関する特定事業主行動計画

大樹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、大樹町、大樹町議会、大樹町選挙管理委員会、大樹町代表監査委員、大樹町公平委員会、大樹町教育委員会、大樹町農業委員会、南十勝複合事務組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、 本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に基づき、大樹町、大樹町議会、大樹町選挙管理委員会、大樹町代表監査委員、大樹町公平委員会、大樹町教育委員会、大樹町農業委員会、南十勝複合事務組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、大樹町、大樹町議会、大樹町選挙管理委員会、大樹町代表監査委員、 大樹町公平委員会、大樹町教育委員会、大樹町農業委員会、南十勝複合事務組合において、 それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものか順に掲げている。

(1) 女性職員のキャリアアップ支援

昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには、政策の立案・作成において男性のみならず女性の視点を反映させ、さまざまな視点からのマネジメントを行う必要がある。また、女性が管理職に登用されることにより、女性職員にとってのロールモデルが出来上がり、キャリアアップに対するモチベーションの向上へと繋がる。そのため、以下のような取組により女性職員のキャリアアップ支援を行う。

<取組>令和3年度より随時実施

- ・男女いずれか一方に偏らない事務配分等の均衡確保など、双方が働きやすい環境を整備する。
- ・女性職員に対する多様なロールモデル・キャリアパス事例の紹介を行う。

目標:これらの取組を通じて、令和8年度まで、管理的地位にある女性職員(町立病院を除く。)の割合を10%以上にする。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、全ての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等を取得することについて、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

<取組>令和3年度より随時実施

- ・男性の育児休業取得等の促進に向けて、管理職員を対象とした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。
- ・ 育児休業中の育児休業手当金の支給等、経済的な支援措置について対象職員に周知を行 う。
- ・特別休暇の内容を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

目標:これらの取組を通じて、男性職員の配偶者出産休暇等、育児参加のための休暇等の 取得を促進する。